

# 町民税と国民健康保険税の減免

震災により町民税・国民健康保険税の納税義務者が居住する住宅の受けた損害の程度が半壊以上(り災証明書)であり、平成22年中の合計所得(国民健康保険税については世帯の合計所得)が1,000万円以下であるものに対して、平成23年度の税を次の表のとおり減免します。

☎税務課町民税係【☎028(677)6013】

## 住宅が半壊または大規模半壊と判定されたとき

合計所得金額	免除の割合
500万円以下	2分の1
750万円以下	4分の1
750万円を超えるとき	8分の1

- 申請場所 税務課町民税係
- 申請期間 平成23年12月26日(月)まで
- 提出書類 町民税…町民税減免申請書

- 納税について 国民健康保険税…国民健康保険税減免申請書  
税額の変更は減免申請書提出後になりますので、提出前は当初課税額のまま納付してください。提出後に変更になった納付書を送付します。納付後に変更になった場合は、還付対応になる場合がありますのでご了承ください。

## 住宅が全壊と判断されたとき

合計所得金額	免除の割合
500万円以下	全部
750万円以下	2分の1
750万円を超えるとき	4分の1

●申請場所／税務課資産税係  
●申請期間／平成23年11月30日(水)まで  
●提出書類／固定資産税減免申請書

■納税について／税額の変更は2期以降になりますので、当初税額のまま納付してください。納付後に変更になった場合は還付対応になります。ご了承ください。

**家屋**

①り災証明書で「り災の程度」が全壊、大規模半壊、半壊とされた家屋が対象です。瓦の落下や内外壁の一部ひび割れなどの一部損壊(損壊割合20%未満)は対象になりません。

②納屋や石倉などの付属家は、減免申請が提出された後、状況の調査を行います。

③既に取り壊した家屋は、減免申請をするとともに減失届を提出してください。

※一部損壊の家屋や課税されていない石塀、カーポートなどは減免の対象になりません。

※住宅用家屋で大規模な損壊を受け、り災証明書を申請していない場合は税務課へ申し出てください。

# 固定資産税の減免

納付書とともに同封してお知らせしたとおり、震災により大規模な損壊を受けた家屋、土地について平成23年度固定資産税の一部が減免になります。

☎税務課資産税係【☎028(677)6035】

**土地**

震災で土地の利用面積に20%以上の影響を及ぼす場合に減免の対象になります。単に平地に亀裂ができた程度は、原則対象になりません。

被災面積	免除の割合
80%以上	全部
60～80%未満	10分の8
40～60%未満	10分の6
20～40%未満	10分の4
20%未満	減免なし

り災の程度	免除の割合
全壊、取り壊し	全部
大規模半壊	10分の6
半壊	10分の4
一部損壊	減免なし

# 所得税の軽減措置

☎真岡税務署【☎0285(82)2115】

平成22年分所得税の軽減措置を受けることができます場合があります。詳しくは広報紙と一緒に折り込まれた「東日本大震災により被害を受けられた方へ(真岡税務署からのお知らせ)」をご覧ください。

# 介護保険利用者負担額(サービス利用料)の減額・免除

☎健康福祉課介護保険係【☎028(677)6015】

- 対象者 震災により、居住する住居が「り災証明」により全壊、大規模半壊または半壊と判定された介護保険サービス利用者
- 減額割合 全壊／介護保険サービス利用料自己負担分(10%)の全額(100 / 100)  
大規模半壊・半壊／介護保険サービス利用料自己負担分(10%)の半額(95 / 100)
- 減額期間 平成23年度サービス利用分
- 申請期間 平成23年6月30日まで
- 申請に必要なもの り災証明(写しでも可)、印鑑、介護保険証
- 申請窓口 健康福祉課介護保険係

## 地方税法の改正

### 固定資産税

○損壊した家屋を取り壊した場合の宅地に対する固定資産税は、住宅用地としての軽減を継続して受けられます。新たに土地を購入した場合も住宅用地として軽減が受けられます。

▶平成33年度まで適用

○損壊した家屋を建て替え、改築(平成33年3月31日まで)した場合、被災した家屋の床面積相当分についての固定資産税が軽減されます。

▶4年間1/2、その後2年間1/3を減額

### 不動産取得税

○損壊した家屋に代わる家屋を取得(平成33年3月31日まで)した場合、被災した家屋の床面積相当分は課税されません。※土地についても同様です。

## り災の程度の認定について

住宅用家屋の震災による損害割合を、内閣府「災害に係る住家の被害認定」により町が確認し、り災証明書として発行しています。

り災の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40～50%未満
半壊	20～40%未満
一部損壊	20%未満

一般の住宅診断や保険査定の損害割合と見解が異なるため、同一にならないことがあります。この被害認定での「半壊」とは、住居のための基本的機能の一部を喪失したものの、住宅の損壊は甚だしいが、補修をすれば元通りに再使用できる状態を示しています。詳しくは内閣府防災情報ホームページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>